(目的)

第1条 この要綱は、保護者が就労している場合等であって、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院又は診療所等(以下「本体施設」という。)に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設(以下「実施施設」という。)において病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

# (対象児童)

- 第2条 この事業の対象となる児童は、岡山市内又は岡山県病児保育事業実施施設の相互利用 に関する協定締結市町村内に居住し、次の各号のいずれかに該当する児童とする。
  - (1) 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が 困難であり、かつ、保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭で保育を行うことが 困難な児童であって、小学校6年生までの児童(以下「病児」という。)
  - (2) 病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、小学校6年生までの児童(以下「病後児」という。)

# (事業の委託)

第3条 市長は、この事業の実施について、本体施設を経営する事業者等に委託することができる。

# (実施施設)

- 第4条 実施施設は,次に掲げる要件を備え,病児及び病後児に対し適切な処遇を確保すること。
  - (1) 利用定員は、病児及び病後児を合わせて4人以上とすること。
  - (2) 病児及び病後児の看護を担当する職員として、看護師等(看護師、准看護師、保健師及び助産師をいう。)を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児及び病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。
  - (3) 保育室を有し、その面積は、利用定員 1 人当たり 1.98 平方メートル以上とし、1 室 8.0 平方メートル以上とすること。
  - (4) 児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有し、その面積は、利用定員 1 人当たり 1.65 平方メートル以上とすること。
  - (5) 調理室及び調乳室を有すること。また、専用の調乳室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳場として区画すること。
  - (6) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか事業に必要な設備及び備品を備えていること。
- 2 本体施設が病院又は診療所である場合には,実施施設は,関連機関との十分な調整を図るものとする。
- 3 本体施設が病院又は診療所以外である場合には、実施施設は、緊急時に児童を受け入れても らうための医療機関(以下「協力医療機関」という。)や児童の病態の変化に的確に対応し、

感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師をあらかじめ選定するものとする。また、協力医療機関との連携を強化することにより、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制の確保を図るものとする。

4 第1項各号の規定にかかわらず、本体施設と共用する場合には、関係法令等に抵触しない範囲において実施して差し支えないものとする。この場合において、現に存する本体施設の一部を実施施設に転用するときは、実施施設は、関係法令の許可等に関して関係機関と十分協議を行わなければならない。

#### (実施方法)

- 第5条 事業の実施方法は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 対象児童について,集団保育が困難であり,かつ,保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。
  - (2) 実施施設の開設日及び開設時間は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき設置された保育所に準じて設定すること。

### (実施施設の留意事項)

- 第6条 実施施設は、児童を受け入れるに当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 本体施設,協力医療機関等の医師により,当該児童を事業の対象として差し支えない旨の確認を受けること。
  - (2) 当該児童の体温の管理等その健康状態を的確に把握し,病状に応じて安静を保てるように処遇内容を工夫すること。
  - (3) 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すこと等により、他の児童及び職員への感染性疾患の感染を防止すること。

# (登録及び利用申込)

- 第7条 事業の利用を希望する保護者は、毎年度、岡山市病児保育事業登録申込書(様式第1 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、毎年度、事業に係る登録者名簿を作成し、前項の登録申込書が提出されたときは、当該登録者名簿に登載するものとする。
- 3 第1項の登録申込書を提出した保護者が事業を利用しようとするときは,実施施設を経由して岡山市病児保育事業利用申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

#### (費用)

- 第8条 市長は、事業を実施するために必要な経費又はその委託に要する経費を実施施設に支 弁するものとする。
- 2 保護者は,事業実施に必要な経費の一部として,利用児童1人につき利用料1日当たり2,500 円を負担するものとする。
- 3 利用児童及び保護者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を 2,000 円減額することができる。
  - (1) 生活保護法による被保護者世帯
  - (2) 事業を利用した月の属する年度(事業を利用した月が4月から8月までの場合にあって

は, 前年度)分の市町村民税非課税世帯

4 前項の減額を受けようとする保護者は、岡山市病児保育事業利用料減額申請書(様式第2号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(帳簿)

第9条 実施施設は、事業を利用した児童の状態を記録した帳簿その他必要な帳簿を備えるものとする。

(事故の報告)

第10条 保育中に事故が生じた場合には、必要に応じて速やかに市長へ報告すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 岡山市病児保育事業

登録申込書
利用申込書

年 月 日

岡山市長 様

病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定締結市町村長 様 (岡山県内市町村(美作市及び西粟倉村を除く。))

申 請 者住 所(保護者)氏 名

電話番号(勤務先

①児童氏名		生年月日(	満	歳)	②保育園名等	
(フリカ゛ナ)						
氏 名		年	月	日生		保育園
③利用希望期間		施設名				認定こども園 幼稚園
	月 日から	旭权石				小学校年生
,	/ 月 日まで				(電話番号	)
④利用児童の状	 態					<u> </u>
(イ)病 名	(a) 日常羅患	はする疾病(感冒,	消化不」	曳症等) (	b)感染性疾患(i	はしか,水痘,風疹等)
(病気の種類)	(c)慢性疾患	(喘息等) (d)	外傷性	<b></b>	等) (e) その他	( )
(口)発病年月日	年	月 日	(推定年	月日)		
(ハ)病 状 及 び						
経過等						
(ニ)かかりつけ						
の診療機関名		3合 (b) 疾病				
0 1	別 童 を 看 護 (a) 勤務の都台		(c) =	事故 (d)	出産(e)冠類	<b>盾葬祭</b>
できない理由			)			
⑥児童の世帯状	- ' '	,	再ぶない、	ナは NF/	の欄は記入不要で	+ )
1	氏名	生年月日	文がない.	勤務先等		勤務先等電話番号
<b>父</b>	~~	工十万日		到为几寸		到伤儿 寸电阳笛 勺
X						
母						
※利用対象者、	登録申込及び	利用申込並びに	利用料	について、	裏面の注意事	<b>項</b> をご覧ください。

出一出	減額	頁区分	登録番号		病児
岡山市		生活保護		施設チェック欄	
認定欄		市町村民税非課税			病後児

#### (注意事項)

# 1 利用対象者について

- (1) 対象児童は、岡山市または病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定締結市町村(岡山県内市町村(美作市及び西粟倉村を除く。))に居住する小学校6年生までの児童です。
- (2) 対象の病気は、感冒、消化不良症(多症候性下痢)など乳幼児が日常羅患する疾病や麻疹、水痘、風疹などの感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び熱傷などの外傷性疾患などです。 病気の「回復期」であり、集団保育等が困難な期間及び病気の「回復期に至らない場合」に おいて、当面症状の急変が認められないときに利用が可能です。
- (3) 保護者が看護できない理由の範囲は、保護者の勤務の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ないと認められるものです。

# 2 登録申込及び利用申込について

(1) 年度内で初めて利用するとき

病児保育事業の登録申込は年度ごとに必要となりますので、年度内で初めて病児保育事業実施施設へ利用申込をするときに、同時に登録申込をしてください。

「□ 登録申込書」と「□ 利用申込書」の両方にチェック回をし、①~⑥の欄を記入してください。

提出先は、岡山市内の病児保育事業実施施設です。

(2) 年度内で2回目以降の利用のとき

病児保育事業実施施設への利用申込の際,「□ 利用申込書」にのみチェック回をし,①~⑤ の欄を記入してください。

提出先は、岡山市内の病児保育事業実施施設です。

#### 3 利用料について

- (1) 病児保育事業の利用料は、児童1人につき1日当たり2、500円です。
- (2) 生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯の方は、申請することにより利用料が2,000円減額され、500円となります。

利用した病児保育事業実施施設へ利用料減額申請書を提出してください。 利用料減額についてご不明な点は岡山市保育・幼児教育課へお問い合わせください。 (直通電話086-803-1228)

### 岡山市病児保育事業利用料減額申請書

# 岡山市長様

病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定締結市町村長 様 (岡山県内市町村 (美作市及び西粟倉村を除く。))

申請年月日	年	月	日	

岡山市病児保育事業を利用する児童の利用料について、岡山市病児保育事業実施要綱第8条第3項及び第4項の規定により減額を申請します。

なお,住民基本台帳調査及び申請者,利用児童及び世帯員の生活保護受給状況調査及び課税状況調査に同意します。

# 申 請 者 (保護者)

(フリガナ) 申請者氏名				
住所				
生年月日	昭和・平成	年	月	日

# 利用児童(年月中)

登録 番号	(フリガナ) 児童氏名	生年月日		生年月日		用日 なび日数)
			年	月	日	〕日間
			年	月	日	〕日間
			年	月	目	〕日間

# (注意事項)

- 1. 利用料を減額することができる世帯は、利用日現在、次のいずれかに該当する世帯です。
  - (1) 生活保護法による被保護者世帯
  - (2) 市町村民税非課税世帯
- 2. 1. (1) については、被保護者世帯であることの証明書(写し)の添付が必要な場合があります。
- 3. 1. (2) については、世帯全員が非課税である場合に該当します。
- 4. 1. (2) の対象となる市町村民税は、次のとおりです。
  - (ア) 利用が年度初日(4月1日)から8月31日までの場合,前年度分。

年度初日の属する年の前年1月1日の住所が岡山市以外であった場合、その市町村が発行した非課税証 明書で世帯全員のもの(市町村民税を課税されていないことが分かる証明書の原本。本事業に関して対象 年度の非課税証明書を提出済みで、世帯員に変動がない場合は省略可。以下同じ。)を添付してください。

(イ) 利用が9月1日から年度末日(3月31日)までの場合,当該年度分。

年度初日の属する年の1月1日の住所が岡山市以外であった場合、その市町村が発行した非課税証明書で世帯全員のものを添付してください。

施設	利用施設名	減額金額
記入欄		2,000 円×日分=円
岡山市	□ 対象 (生活保護/市町村民税非課税)	
記入欄	□対象外	